

知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

新庁舎等設計委託

(2) 目的

知多市（以下「市」という。）では、平成30年3月に「朝倉駅周辺整備基本構想」を策定し、朝倉駅周辺をにぎわいの交流拠点とし、魅力的なまちづくりを進めていくことを目指して、公共施設整備と合わせ、民間商業施設等の整備を進めること（以下「朝倉駅周辺整備事業」という）としている。

その中で、昭和45年に本館が建設された市本庁舎は、2020年（令和2年）に築50年を迎えており、給排水設備や壁面・屋上防水などに関わる不具合が頻発するなど、老朽化が進んでいる。

このことから、「朝倉駅周辺整備基本構想」、「知多市新庁舎整備基本計画」及び「社会状況変化に対応した新庁舎整備の在り方について」に基づき、駅前の中心施設として地域の価値を向上させる新しい庁舎の整備を計画的に進めるため、新庁舎等の基本設計及び実施設計業務について、公募型プロポーザル方式により民間事業者の募集を行うもの。

(3) 業務の内容

新庁舎整備及び立体駐車場の基本設計並びに新庁舎整備及び現庁舎解体の実設計

2 参加資格要件

知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の応募者は、次の要件を全て満たす単独の法人又は複数の法人で構成されるグループとする。ただし、グループで応募する場合は、(2)の要件は応募者及び構成員が該当することとし、(3)及び(4)の要件は応募者又は構成員のうち少なくとも1者が該当していればよいこととする。

なお、グループで応募する場合は、応募手続を行う者を「応募者」とし、応募者及び応募グループの構成員は他のグループに参加できない（協力事務所を除く。）。

(1) 知多市プロポーザル方式実施要領（以下「市要領」という。）第5条に定める参加資格を有すること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業に係るZEBプランナー登録を完了していること。

(4) 平成19年4月1日以降に、市、県、国、その他地方公共団体等が発注した庁舎

- (延床面積5,000㎡以上)の新築の基本設計又は実施設計の実績を有すること。
- (5) 応募者、構成員及び協力事務所が、次の各項目に該当していないこと。
- ア 市が設置する知多市新庁舎等設計委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「選定委員」という。）が属する企業（大学を除く。）又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者
- なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- イ 選定委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問をしている営利団体に所属する者
- ウ 選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者
- (6) 応募者、構成員及び協力事務所が、朝倉駅周辺整備事業に関連する業務に関与した次の者でないこと及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと
- ア パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目2番地）
- イ ランドブレイン株式会社（東京都千代田区平河町一丁目2番10号平河町第一生命ビル）
- ウ 日本工営都市空間株式会社（旧玉野総合コンサルタント株式会社。愛知県名古屋市中区東桜二丁目17番14号）
- (7) 応募者、構成員及び協力事務所が、知多市新庁舎整備事業コンストラクション・マネジメント委託又は知多市新庁舎オフィス環境整備支援委託の公募型プロポーザルに参加していないこと。また、知多市新庁舎整備事業コンストラクション・マネジメント委託又は知多市新庁舎オフィス環境整備支援委託の公募型プロポーザルの参加者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

3 応募条件等

(1) 提案上限額

322,000,000円（令和4～6年度債務負担行為限度額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

ただし、基本設計の履行期限は令和5年12月22日まで、実施設計の履行期限は令和6年9月27日までとする。

(3) 業務実施上の条件

- ア 管理技術者並びに建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の主任技術者（以下「各分野担当主任技術者」という。）を配置すること。
 - イ 管理技術者及び各分野担当主任技術者は、一級建築士であること。
 - ウ 管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、応募者の組織に所属していること。
 - エ 管理技術者及び各分野担当主任技術者は、それぞれ1名以上配置し、各分野担当主任技術者を兼務していないこと。
 - オ 業務の全部を再委託しないこと。
 - カ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が指名停止期間でないこと。
- ※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 スケジュール等

本業務委託における事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりとする。

なお、「実施要領等」とは、知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザル実施要領、同様式集、同事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）を示す。

| 内容 | 日程（案） |
|--------------------------|-----------------------|
| 実施要領等の公表 | 令和5年1月26日（木） |
| 実施要領等に関する質問の受付 | 令和5年1月26日（木）～2月2日（木） |
| 実施要領等に関する質問の回答の公表 | 令和5年2月6日（月）頃 |
| 参加申出書提出の受付 | 令和5年1月26日（木）～2月10日（金） |
| 第一次審査 | 令和5年2月17日（金）頃 |
| 第一次審査結果通知・公表及び技術提案書の提出依頼 | 令和5年2月20日（月）頃 |
| 提案書等に関する質問の受付 | 令和5年2月20日（月）～2月28日（火） |
| 提案書等に関する質問の回答の公表 | 令和5年3月6日（月）頃 |
| 提案書等の受付 | 令和5年2月20日（月）～3月16日（木） |
| 第二次審査（ヒアリングの実施） | 令和5年3月30日（木） |
| 第二次審査結果の公表 | 令和5年4月5日（水）頃 |
| 本契約の締結 | 令和5年4月下旬 |

(1) 実施要領等の公表

実施要領等は、市のホームページ（<https://www.city.chita.lg.jp/soshiki/soumuka/>）にて、令和5年1月26日（木）に公表する。

(2) 実施要領等に関する質問の受付

ア 質問の受付

(ア) 受付期間

令和5年1月26日（木）から2月2日（木）午後5時15分まで

(イ) 提出方法

様式第1号を使用し、電子メール（開封確認付き）にて、知多市役所総務課（soumu@city.chita.lg.jp）に提出すること。電話又は口頭による質疑は受け付けない。

イ 質問に対する回答

提出期限までに受け付けた質問に対する回答は、令和5年2月6日（月）を目途に、市のホームページにて公表する。

なお、回答の公表に当たり質問者名は非公表とし、回答の内容は、実施要領の一部として扱うこととする。

(3) 参加申出書の受付

ア 受付期間

令和5年1月26日（木）から2月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 提出方法

市要領第3号様式を使用し、直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること。）により、知多市役所総務課へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

なお、グループで応募する場合は、様式第2号の委任状を参加申出書と合わせて提出すること。

また、参加申出書に添付する資料は、「5 提出書類に関する事項」の(2)を確認すること。

(4) 第一次審査

市は、参加申出書の提出期限を基準日として、参加申出書及び添付資料に基づいて第一次審査を行い、提案書の提出を求める事業者を選定する。

ア 選定する事業者の数

5者以内

イ 選定基準

事業者選定基準のとおり

ウ 選定期日

令和5年2月17日（金）頃

エ その他

参加申出書の提出が5者以下であった場合は、応募資格及び提案条件を確認した上で、参加申出書を提出した者全てを第二次審査の対象とする。

(5) 第一次審査結果の通知・公表

市は、令和5年2月20日（月）を目途に、全ての参加申出書提出者に対し、第一次審査の結果を通知する。第一次審査の結果は、参加者数及び第一次審査選定者数を市ホームページで公表する。

また、審査の結果参加資格を認められなかった者は失格とし、これ以降の本プロポーザルに参加することができない。

(6) 提案書等に関する質問の受付

ア 質問の受付

(ア) 受付期間

令和5年2月20日（月）から2月28日（火）午後5時15分まで

(イ) 提出方法

様式第1号を使用し、電子メール（開封確認付き）にて、知多市役所総務課（soumu@city.chita.lg.jp）に提出すること。

なお、電話又は口頭による質疑は受け付けない。

イ 質問に対する回答

提出期限までに受け付けた質問に対する回答は、令和5年3月6日（月）を目途に、市のホームページにて公表する。

なお、回答の公表に当たり質問者名は非公表とし、回答の内容は、実施要領を補完するものとする。

(7) 提案辞退

第一次審査を通過した者が提案を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。

ア 提出期限

提案書の提出期限まで

イ 提出方法

入札辞退届（知多市建設工事関係等入札者心得書第2号様式）を作成し、直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること）により、知多市役所総務課へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

ウ その他

提案を辞退した場合に、今後市の行う事業等において不利益な取扱いを受けることはない。

(8) 提案書の受付

ア 受付期間

令和5年2月20日（月）から3月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 提出方法

様式第8号を表紙とし、直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること。）により、知多市役所総務課へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

なお、提案書に添付する資料については、「5 提出書類に関する事項」を確認すること。

(9) 第二次審査（ヒアリングの実施）

選定委員会において、提案書並びに応募者のプレゼンテーション及び選定委員との質疑応答（以下「ヒアリング」という。）を踏まえて審査を行う。

ア 開催日

令和5年3月30日（木） ※詳細は別途通知

イ 開催場所

知多市役所 ※詳細は別途通知

ウ 留意事項

(ア) 応募者の出席者は3名までとする（出席者3名に加えて、パソコン操作者等として2名までの出席を認めるが、パソコン操作者等の発言は認めない。）。

(イ) ヒアリングは非公開とする。

(ウ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

(エ) ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。

(オ) その他必要な事項は別途通知する。

(10) 第二次審査結果の公表

市は(9)のヒアリングを経て、最優秀提案者と次点優秀提案者を選定する。選定結果は、市のホームページにて、令和5年4月5日（水）頃に公表する。

ア 審査結果は、提案書を提出した応募者に対し書面で通知する。

なお、審査及び選定の経過や結果等に対する問い合わせや異議の申立てはできない。

イ 最優秀提案者及び次点優秀提案者並びに最優秀提案者の提案概要については、市のホームページにて公表する。

(11) 選定事業者との協議・調整

市と最優秀提案者は、知多市新庁舎等設計委託特記仕様書と提案内容をもとに、契約締結に向けた具体的な協議・調整を行う。協議・調整が整わない場合や失格の場合、交渉権は次点優秀提案者に移るものとする。

(12) 本契約の締結

市は、協議・調整の結果を踏まえ、交渉権者と契約を締結する。

5 提出書類に関する事項

応募者は、提案に当たり次の書類を作成し、提出すること。

なお、本プロポーザルは、新庁舎等設計委託事業者を選定するために行うものであることから、具体的な図面等の提案は不要とする。ただし、文章を補完するためのイラストやイメージを挿入することは可とする。

(1) 共通事項

ア 提出書類は、全て片面印刷とする。文字サイズは、表中を除き10.5ポイント以上とする。

イ 提出書類は、カラー・モノクロ印刷を問わないが、写真や図面を含む場合は、カラー印刷とする。

(2) 第一次審査

ア 参加申出書及び添付資料（原本・写しの計2部）

(ア) 市要領第3号様式を表紙に、様式第3号から様式第7号までをA4判長編綴りにして提出すること。

(イ) グループで応募する場合、様式第2号を、市要領第3号様式の次に綴じること。

(ウ) 実施要領等の内容を十分確認し、様式第7号を末尾に綴じること。

(エ) 様式第3号は、応募者及び全ての構成員（グループで応募する場合）の分を提出すること。

(オ) グループで応募する場合、様式第4号及び様式第5号の作成に当たっては、当該実績や主任技術者がどの構成員に属するか明示すること。

イ 提出書類一覧

第一次審査における提出書類は、次のとおりとする。

| 様式 | 提出書類 |
|----------|----------------------------|
| 市要領第3号様式 | 参加申出書 |
| 様式第2号 | 委任状（必要な場合のみ） |
| 様式第3号 | 会社概要書 |
| 様式第4号 | 同種・類似業務実績 |
| 様式第5号 | 管理技術者の経歴等 |
| 様式第6号 | 協力事務所の内容等 |
| 様式第7号 | 実施要領等内容確認書 |
| 任意様式 | 参加資格要件を確認できる書類、資格や実績の確認資料等 |

(3) 第二次審査

ア 技術提案課題

第二次審査における技術提案の課題は次のとおりとする。

| 評価項目 | 内容 | 評価基準 |
|----------------|--------------------------------------|--|
| 課題に対する 技術提案 | 【課題1】 中街区のにぎわいの創出 | 課題に対する提案内容の「的確性」（与条件との整合が取れており、具体的な提案がなされているか等）及び「実現性」（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案がなされているか等）について評価する。 |
| | 【課題2】 防災・災害対策拠点として 安心・安全な庁舎の実現 | |
| | 【課題3】 脱炭素化に向けた環境に やさしい庁舎の実現 | |

イ 技術提案書正本（1部）

- (ア) 様式第8号を表紙に、様式第10号から様式第12号までを綴じること。
- (イ) 様式第10号及び様式第11号には、「正本」と記載し、応募者名も記載すること。
- (ウ) 様式第11号は、A3判横方向短辺綴じで作成すること。
- (エ) 技術提案書の提出時における実施要領等の内容を確認し、様式第12号を末尾に綴じること。
- (オ) 提案価格は、様式第9号を使用して提出用封筒に封入し、技術提案書と合わせて提出すること。

ウ 技術提案書副本（様式第10号及び様式第11号。16部）

- (ア) 様式第10号及び様式第11号には、1部ごとに「応募者番号●番、副本No.●」のように応募者番号及び副本通番（No.1～16）を記載すること。
- (イ) 様式第11号（「応募者番号●番、副本No.●」と通番が記載されたもの）はA3判横方向短辺綴じで作成すること。
- (ウ) 様式第10号及び様式第11号には、応募者、構成員又は協力事務所が特定できる内容（マーク等を含む。）を掲載しないこと。

エ 提出書類一覧

第二次審査における提出書類は、次のとおりとする。

| 様式 | 提出書類 |
|--------|----------------------|
| 様式第8号 | 技術提案書（表紙） |
| 様式第9号 | 価格提案書 |
| 様式第10号 | 知多市新庁舎等設計委託業務実施方針 |
| 様式第11号 | 知多市新庁舎等設計委託技術提案書 |
| 様式第12号 | 実施要領等内容確認書（技術提案書提出時） |

(4) 提案に関する留意事項

- ア 提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。

- イ 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ウ 提出期限後の書類の加筆、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類は、提出者の了解がなければ公表できないものとする。ただし、提出書類は、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づく情報公開請求の対象となり、条例第6条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。
- なお、提出書類の著作権は応募者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- また、プロポーザル資料等に関して、公平性、透明性及び客観性を期するために、提出者の了解を得て、公表する場合がある。
- オ 技術提案書提出後（事業者選定後を含む。）において、応募者が次のいずれかに該当するときは、失格とし、提出された技術提案書は無効となる。
- (ア) 応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出書類に不備があったとき又は指示した事項に違反したとき。
- (エ) 選定委員、市職員又は本プロポーザルの関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (オ) 上記(ア)から(エ)までに示すもののほか、本プロポーザルの支障となる行為等が認められたとき。

6 審査及び選定の方法等

審査及び選定は、事業者選定基準に基づき、(1)の選定委員会が行う。

(1) 知多市新庁舎等設計委託事業者選定委員会

次の8名で構成される選定委員会において、厳正かつ公平に提案内容を審査し、提案の順位付けを行う。

| | 所属及び役職 | 氏名 |
|------|-------------------------|-------|
| 委員長 | 名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授 | 鈴木 賢一 |
| 副委員長 | 名古屋大学災害対策室教授 | 護 雅史 |
| 委員 | 知多市副市長 | 立川 泰造 |
| 委員 | 知多市副市長 | 木和田 亮 |
| 委員 | 知多市参与 | 萩原 淳資 |
| 委員 | 知多市総務部長 | 森下 剛 |
| 委員 | 知多市企画部長 | 細川 賢弘 |

| | | |
|----|-----------|-------|
| 委員 | 知多市都市整備部長 | 鈴木 宏式 |
|----|-----------|-------|

(2) 審査及び評価基準

ア 審査

- (ア) 第一次審査は、書類審査とする。
- (イ) 第二次審査は、提案書及びヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査とし、応募者が1者のみの場合であっても審査を行う。
- (ウ) 審査の結果、最優秀提案及び次点優秀提案の該当が無い場合もある。

イ 評価基準

事業者選定基準のとおり

7 連絡先（事務局）

知多市総務部総務課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2630（直通） 0562-33-3151（代表）

FAX：0562-32-1010（総務課宛て）

E-mail：soumu@city.chita.lg.jp